

相模原市が、2012 年施行を表明

— 公契約条例の全国の動き —

公益社団法人 神奈川県地方自治研究センター
事務局長 勝島 行正

野田市（2009 年）、川崎市（2010 年）に続く公契約条例制定の動きがいくつかの自治体で進められているが、中でも最も注目されるのが、相模原市と東京都多摩市である。相模原市は、この間、条例制定に向けて意欲を示していた加山俊夫市長が、先の市長選挙で再選されたことから、「2011 年度内の条例制定、2012 年度 4 月施行」に向けて動きが加速することが期待されている。また、東京都多摩市の阿部裕行市長は、6 月 11 日に開催されたシンポジウムで「公契約条例の成立に向けて頑張る」と明言し、相模原市と同様に 2012 年度施行への期待が大きく高まった。以下、公契約条例制定に向けた自治体の動きについて報告する。

（1）相模原市—報告書で条例制定と施行時期を明示

加山俊夫市長は、2010 年 11 月の市会の代表質問に答えて、「公契約条例については、行政内部に横断的なチームを設置して検討を重ねている。年度内に意見をとりまとめ、できるだけ早期に導入したい」と答弁した。その後、3 月 22 日に「公契約条例」について調査・研究してきた「暮らし満足向上のための条例検討プロジェクトチーム公契約条例検討部会（以下「検討部会」）」が、「公契約条例～『暮らし先進都市』の実現に向けて～調査・研究報告書（以下「報告書」）」を公表した。

「検討部会」は、財務部契約課副主幹を座長に、関係する各課からあわせて 12 名のメンバーによって構成され、野田市の視察や関係業界等から意見聴取など調査と研究を計 9 回にわたって行ってきた。

報告書の要点は、次のとおりである。

○公契約条例とは、「市の公共工事などに従事する労働者の賃金の下限額を定め、その支払を入札や落札の条件とするものである。また、契約後に、必要がある場合は、事業所への立ち入り、書類の検査、関係者からの聞き取りなどを行うことや違反が認められた場合は、是正措置、契約解除、事実の公表、指名停止措置等を行うなどを規定する」としている。

○条例制定の意義については「市が自ら進んで公契約条例を制定することは、市の公共工事などに従事する労働者の労働意欲と業務の質を向上させ、もって豊かな市民生活を実現させるための政策として意義がある」としている。

○制定時期としては、「平成 23 年度中に条例案を作成し、パブリックコメントなど所定の手続を実施し、平成 24 年 4 月からの

施行に向けて取り組むことが必要」とまとめている。

（２）条例制定の時期等が示された自治体

①多摩市

2010年4月に当選した阿部裕行市長は、選挙マニフェストで「公共サービス基本条例と公契約条例の制定」をかかげていた。その後、2010年10月に市内に条例制定に向けた「調査検討委員会」が設置され、検討を行ってきた。これまで「2011年度中に公契約条例の成立、2012年4月施行」を基本とするスケジュール案が示されていたが、その遅れを懸念する声もあがっていた。

6月11日に開催された、「多摩市の公共サービス基本条例、公契約条例をめざすシンポジウム（主催・連合東京公務労協、後援・多摩市、公益社団法人東京自治研究センター）」において、阿部市長は「震災対応などで遅れていたが、公共サービス基本条例や公契約条例は市民生活に必要であると考えている。当面は、公契約条例の制定を先行させ推進していく」と発言された。今後、大きく前進するものと期待されている。

②札幌市

2011年4月に再選された上田文雄市長は、選挙公約で「公契約条例の制定」を掲げていた。その後、2011年5月4日の北海道新聞によれば「公契約条例を本年度中に制定する方針を固めた。年末までに条例案をまとめ、来春の定例市議会に提出する考え」と報じられている。札幌市では、これまで札幌地域連合による取り組みなどが報告されていたが、条例制定に向けた具体化を待ちたい。

（３）内部検討等が行われている自治体

①国分寺市

既に2010年に条例案のパブリックコメントが実施され、「2010年12月議会での成立、2011年度施行」かと期待されていたが、現時点では、足踏み状態になっている。

②長野県

2010年8月に当選した阿部守一知事は、基本政策に「公契約条例を検討する」としていたが、2011年2月の県議会で「昨年11月に市内研究会を設置し、来年度半ばには中間とりまとめを予定している。条例制定については、研究会の検討結果を踏まえて判断したい（信濃毎日新聞2月23日）」と答弁している。

また、これに先立って1月14日、長野県建設労働組合連合会が公契約条例を求めたのに対して、阿部知事は「秋口までには一定の考え方を示す」と応じたともあり、具体化すれば、都道府県で初のこととなる。

（４）その他

2011年2月に再選された厚木市の小林常良市長の選挙マニフェストに「公契約条例の制定」が掲げられている。任期中の実現が期待されている。

☆センターのウェブサイト (<http://kjk.gpn.co.jp/>) をご利用下さい。→



会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月 1,000 円、賛助会員月 700 円のどちらかを選び、1 年分をそえてお申し込みください。
3. 詳細は自治研センター事務局
☎ 045(251)9721 へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A 5 版・80 ページ程度・定価 800 円) が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。